

第1編 共通編

第2章 材料

第6節 骨材

2-6-5 フィラー

第1編 共通編 第2章 材料

8 スクリーニングスの粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表 1-17の規格に適合するものとする。

表 1-17 スクリーニングスの粒度範囲

種類	呼び名	通過質量百分率(%)					
		ふるいの目の開き					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

2-6-4 アスファルトコンクリート再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 1-18の規格に適合するものとする。

表 1-18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	(%)	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度 (1/10mm)	20以上
	圧裂係数 (MPa/mm)	1.70以下
骨材の微粒分量	(%)	5 以下

- (注)① アスファルトコンクリート再生骨材に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
- ② アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。
- ③ アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。
- ④ アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- ⑤ 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。
- ⑥ アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
- ⑦ 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-6-5 フィラー

1 フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0%以下のものを使用する。

第1編 共通編

第2章 材料

第6節 骨材

2-6-5 フィラー

第1編 共通編 第2章 材料

8 スクリーニングスの粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表 1-17の規格に適合するものとする。

表 1-17 スクリーニングスの粒度範囲

種類	呼び名	通過質量百分率(%)					
		ふるいの目の開き					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

2-6-4 アスファルトコンクリート再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 1-18の規格に適合するものとする。

表 1-18 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	(%)	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度 (1/10mm)	20以上
	圧裂係数 (MPa/mm)	1.70以下
骨材の微粒分量	(%)	5 以下

- (注)① アスファルトコンクリート再生骨材に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
- ② アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。
- ③ アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。
- ④ アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- ⑤ 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。
- ⑥ アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
- ⑦ 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-6-5 フィラー

1 フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）などを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0%以下のものを使用する。

第1編 共通編 第2章 材料

2 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表 1-19の規格に適合するものとする。

表 1-19 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるいの目開き	通過質量百分率(%)
600 μm	100
150 μm	90~100
75 μm	70~100

3 石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合は、表 1-20の規格に適合するものとする。

表 1-20 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数 (PI)	4 以下
フロー試験 (%)	50以下
吸水膨脹 (%)	3 以下
剥離試験	1 / 4 以下

4 消石灰の品質

消石灰を剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。

5 セメントの品質

セメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 及びJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

2-6-6 安定材

1 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 1-21及び表 1-22の規格に適合するものとする。

第1編 共通編 第2章 材料

2 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及び他産業再生資材 (フライアッシュ、鉄鋼スラグ) の粒度範囲は、表 1-19の規格に適合するものとする。

表 1-19 石粉、回収ダスト及び他産業再生資材 (フライアッシュ、鉄鋼スラグ) の粒度範囲

ふるいの目開き	通過質量百分率(%)
600 μm	100
150 μm	90~100
75 μm	70~100

3 石灰岩以外の石粉の規定

石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材 (フライアッシュ、鉄鋼スラグ) をフィラーとして使用する場合は、表 1-20の規格に適合するものとする。

表 1-20 石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材 (フライアッシュ、鉄鋼スラグ) をフィラーとして使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数 (PI)	4 以下
フロー試験 (%)	50以下
吸水膨脹 (%)	3 以下
剥離試験	1 / 4 以下

また、使用する鉄鋼スラグは鋼の製造過程で生成する製鋼スラグを素材とし、破碎等及び粒度調整を行ったもので、ごみ、泥、有機物などの異物を使用上有害な量を含まないものとし、以下の規定に適合しなければならない。

- ・密度は2.6g/cm³ 以上とする。
- ・環境安全に関する品質は、土壤汚染対策法で定められた土壤汚染に係る特定有害物質の基準及びJIS A 5015「道路用鉄鋼スラグ」の「5.5 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質基準」をすべて満たすものとし、検査方法は「8 検査」の規定によるものとする。なお、「附属書D 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質試験方法」で規定している「D.4 環境安全形式試験方法」は、利用模擬試料を用いるものとする。

4 消石灰の品質

消石灰を剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。

第3編 土木工事共通編

第3編 土木工事共通編

第3章一般施工

第3章一般施工

第6節一般舗装工

第6節一般舗装工

3-6-3 アスファルト舗装の材料

3-6-3 アスファルト舗装の材料

第1編 共通編 第3章 一般施工

第1編 共通編 第3章 一般施工

16 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとす。

定材に示す40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。

12 適用規定（再生アスファルト（1））

請負人は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、次の各規定に従わなければならない。

17 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

(1) アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得ること。

(2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は、石油潤滑油系とする。

18 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、次の各規定に従わなければならない。

13 適用規格（再生アスファルト（2））

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、「舗装再生便覧」（日本道路協会）による。

(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 1-54、表 1-55の規格に適合すること。

(2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとすること。

14 剥離防止対策

請負人は、剥離防止対策については、次の各規定に従わなければならない。

(3) アスカーブの材料については設計図書によること。

(1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3%を標準とすること。

(2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とすること。

19 マーシャル安定度試験

表 1-54、表 1-55に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

15 基層及び表層に使用する骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。

表 1-53 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)
突固め回数	1,000≦T	75				50				75	
	T<1,000	50								50	
空隙率 (%)	3～7	3～6		3～7		3～5		2～5	3～5		—
飽和度 (%)	65～85	70～85		65～85		75～85		75～90	75～85		—
安定度 (kN)	4.90以上	4.90(7.35)以上		4.90以上		4.90以上		3.43以上	4.90以上		3.43以上
フロー値 (1/100cm)	20～40										

(注)① T：舗装計画交通量(台/日・方向)
 ② 積雪寒冷地帯の場合や、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突固め回数を50回とする。
 ③ ()内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。
 ④ 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗装される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度}(\%) = (60^\circ\text{C}, 48\text{時間水浸後の安定度}(\text{kN}) / \text{安定度}(\text{kN})) \times 100$$

16 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとす。

17 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及び他産業再生資材(フライアッシュ、鉄鋼スラグ)などとするものとする。

18 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、次の各規定に従わなければならない。

(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 1-54、表 1-55の規格に適合すること。

(2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとすること。

(3) アスカーブの材料については設計図書によること。

19 マーシャル安定度試験

表 1-54、表 1-55に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲

第3編 土木工事共通編

第3編 土木工事共通編

第3章一般施工

第3章一般施工

第6節一般舗装工

第6節一般舗装工

3-6-7 アスファルト舗装工

3-6-7 アスファルト舗装工

第1編 共通編 第3章 一般施工

第1編 共通編 第3章 一般施工

- (6) 下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合すること。
- (7) 下層路盤の安定処理を行う場合に、数均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めること。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、監督員と協議すること。
- (8) 下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に数均すること。
- (9) 下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了すること。
- (10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によること。
- (11) 上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう数均し、締固めること。
- (12) 上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下とすること。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。
- (13) 上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了すること。
- (14) 一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けること。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (16) 加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。
- (18) セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行うこと。

4 加熱アスファルト安定処理の規定

請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。

- (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表1に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

- り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (16) 加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。
- (18) セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行うこと。

4 加熱アスファルト安定処理の規定

請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。なお、ここで使用する加熱アスファルト安定処理路盤材は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。

- (1) 主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。
- (2) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表1-59に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

表 1-59 マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 (kN)	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10～40
空隙率 (%)	3～12

(注) 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm～13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定については、配合設計を行い、監督員の承諾を得ること。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (4) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定については、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマー

表 1-59 マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 (kN)	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空隙率 (%)	3~12

(注) 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (2) 加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定については、配合設計を行い、監督員の**承諾**を得ること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は、定期試験による配合設計書を監督員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定については、監督員の**承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。なお、マーシャル供試体を作製については、25mmを超える骨材だけ25mm~13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が**承諾**した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の空中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (4) 加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の**承諾**を得ること。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内とすること。
- (5) 加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵すること。
- (6) 劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (7) 加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布すること。
- (8) 加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆うこと。
- (9) 加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温が5℃

シャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。なお、マーシャル供試体の作製については、25mmを超える骨材だけ25mm~13mmの骨材と置き換えるものとし、**中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。**ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が**承諾**した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の空中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

- (5) 加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の**承諾**を得ること。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内とすること。
- (6) 中温化混合物の場合、**最低3水準の締固め温度により供試体を作成し、温度-締固め度のグラフから通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度低減性能を求め、それを基に排出時（出荷時）温度を定め監督員の承諾を得るものとする。**ここで、供試体の作成については舗装調査・試験法便覧 B001 マーシャル安定度試験方法の供試体の作製を準用するものとし、**温度-締固め度のグラフの作成方法については、図1-4に示す直線で結ぶ方法のほか、最適と判断できる近似式を用いて算出してもよい。**

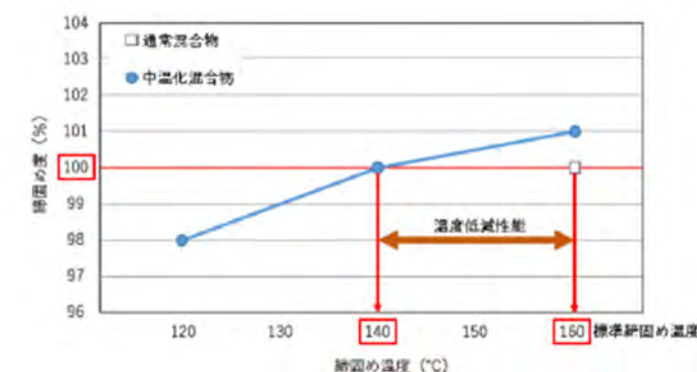


図 1-4 温度-締固め度のグラフを作成例

- (7) 加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵すること。
- (8) 劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (9) 加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄

以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させること。

- (10) 加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しについて、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(7)、(9)～(11)号による。
- (11) **設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**の上、混合物の温度を決定するものとする。
- (12) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
- (13) 加熱アスファルト安定処理混合物の締固めについて、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。
- (14) 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めること。
- (15) 加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めること。
- (16) 加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げること。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工すること。
- (17) 縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。
- (18) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (19) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。

5 基層及び表層の規定

請負人は、基層及び表層の施工を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。なお、ここで使用する加熱アスファルト混合物は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。

- (1) 加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定については、設計配合を行い監督員の**承諾**を得ること。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (2) 舗設に先だて、(1)号で決定した場合の混合物について、混合所で試験練りを行うこと。試験練りの結果が表1-1に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行うこと。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験練り結果報

く塗布すること。

- (10) 加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆うこと。
- (11) 加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させること。
- (12) 加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しについて、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(8)、(10)～(12)号による。
- (13) **設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**の上、混合物の温度を決定するものとする。**中温化混合物を使用する場合、(6)号で設定した温度低減性能を基に監督員と協議の上温度を決定するものとする。**
- (14) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
- (15) 加熱アスファルト安定処理混合物の締固めについて、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。
- (16) 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めること。
- (17) 加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めること。
- (18) 加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げること。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工すること。
- (19) 縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。
- (20) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (21) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。

5 基層及び表層の規定

請負人は、基層及び表層の施工を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。なお、ここで使用する加熱アスファルト混合物は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。**また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。**

- (1) **主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同**

告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。

- (3) 混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定すること。
- (4) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定については、(5)号に示す方法によって基準密度を求め、監督員の承諾を得ること。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。
- (5) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の空中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$$

- (6) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条4項(4)～(9)号による。
- (7) 施工について、プライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去すること。
- (8) 路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議すること。
- (9) アスファルト基層工及び表層工の施工について、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。
- (10) プライムコート及びタックコートの散布について、縁石等の構造物を汚さないようしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布すること。
- (11) プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布すること。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工すること。
- (12) 散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持すること。
- (13) 混合物の敷均しは、本条4項(10)～(12)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。
- (14) 混合物の締固めは、本条4項(13)～(15)号によるものとする。

等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。

- (2) 加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定については、設計配合を行い監督員の承諾を得ること。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 舗設に先だって、(2)号で決定した場合の混合物について、混合所で試験練りを行うこと。試験練りの結果が表1-54に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行うこと。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4) 混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定すること。
- (5) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定については、(6)号に示す方法によって基準密度を求め、監督員の承諾を得ること。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。
- (6) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の空中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$$

- (7) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条4項(5)～(11)号による。
- (8) 施工について、プライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去すること。
- (9) 路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議すること。
- (10) アスファルト基層工及び表層工の施工について、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。

(15) 継目の施工は、本条4項(16)～(19)号によるものとする。

(16) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。

6 交通開放時の舗装表面温度

請負人は、監督員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

3-6-8 半たわみ性舗装工

1 改質アスファルト

請負人は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第1編2-12-1 一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。

2 半たわみ性舗装工の施工

半たわみ性舗装工の施工については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

3 浸透性ミルクの使用量

請負人は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、**設計図書**によらなければならない。

4 適用規定

請負人は、半たわみ性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 9-4-1半たわみ性舗装工、第5章構築路床・路盤の施工及び第6章アスファルト表・基層の施工」(日本道路協会)、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 10-3-7施工」(日本道路協会)及び「舗装再生便覧 2-7施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

3-6-9 排水性舗装工

1 適用規定(1)

排水性舗装工の施工については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

2 適用規定(2)

請負人は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会)、「舗装再生便覧 2-7施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

3 バインダ(アスファルト)の標準的性状

ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表1-の標準的性状を満足するものでなければならない。

表 1-60 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

種類	H型

(11) プライムコート及びタックコートの散布について、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンブローヤで均一に散布すること。

(12) プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布すること。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工すること。

(13) 散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持すること。

(14) 混合物の敷均しは、本条4項(12)～(14)号によるものとする。ただし、**設計図書**に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。

(15) 混合物の締固めは、本条4項(15)～(17)号によるものとする。

(16) 継目の施工は、本条4項(18)～(21)号によるものとする。

(17) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。

6 交通開放時の舗装表面温度

請負人は、監督員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

3-6-8 半たわみ性舗装工

1 改質アスファルト

請負人は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第1編2-12-1 一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。

2 半たわみ性舗装工の施工

半たわみ性舗装工の施工については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

3 浸透性ミルクの使用量

請負人は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、**設計図書**によらなければならない。

4 適用規定

請負人は、半たわみ性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 9-4-1半たわみ性舗装工、第5章構築路床・路盤の施工及び第6章アスファルト表・基層の施工」(日本道路協会)、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 10-3-7施工」(日本道路協会)及び「舗装再生便覧 2-7施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

3-6-9 排水性舗装工

1 適用規定(1)

排水性舗装工の施工については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

2 適用規定(2)

請負人は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト

横浜市 (R5.7)		横浜市 (R6.10)	
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編
	第2章一般施工		第2章一般施工
	第6節一般舗装工		第6節一般舗装工
	3-6-12 コンクリート舗装工		3-6-12 コンクリート舗装工
<p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>で、締固めること。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(8) 下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均すこと。</p> <p>(9) 下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了すること。</p> <p>(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によること。</p> <p>(11) 上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めること。</p> <p>(12) 上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下とすること。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13) 上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了すること。</p> <p>(14) 一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けること。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p> <p>(15) セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。</p> <p>(16) 加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。</p> <p>(17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によること。</p> <p>(18) セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行うこと。</p> <p>4 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-68に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p>		<p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>で、締固めること。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(8) 下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均すこと。</p> <p>(9) 下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了すること。</p> <p>(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によること。</p> <p>(11) 上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めること。</p> <p>(12) 上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下とすること。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13) 上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了すること。</p> <p>(14) 一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けること。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p> <p>(15) セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。</p> <p>(16) 加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。</p> <p>(17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によること。</p> <p>(18) セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行うこと。</p> <p>4 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を用いる場合は第3編3-6-7アスファルト舗装工 4 加熱アスファルト安定処理の規定による。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-68に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p>	

蔵すること。

- (10) 劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (11) 加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布すること。
- (12) 加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆うこと。
- (13) 加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させること。
- (14) 加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しについて、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定すること。
- (15) 設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。
- (16) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。
- (17) 加熱アスファルト安定処理混合物の締固めについて、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。
- (18) 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めること。
- (19) 加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めること。
- (20) 加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げる。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取って隣接部を施工すること。
- (21) 縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。
- (22) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (23) 中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。

5 アスファルト中間層の規定

請負人は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。

- (1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によること。
- (2) 配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50回とする。
- (3) 施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去するこ

蔵すること。

- (10) 劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (11) 加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布すること。
- (12) 加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆うこと。
- (13) 加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させること。
- (14) 加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しについて、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定すること。
- (15) 設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。
- (16) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。
- (17) 加熱アスファルト安定処理混合物の締固めについて、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。
- (18) 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めること。
- (19) 加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めること。
- (20) 加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げる。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取って隣接部を施工すること。
- (21) 縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。
- (22) 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらすこと。ただし、既設舗装との継ぎ目については適用しないことができる。
- (23) 中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。

5 アスファルト中間層の規定

請負人は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。

また、中温化混合物を用いる場合は第3編3-6-7アスファルト舗装工 5 基層及び表層の規定による。

- (1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によること。